

## 第 622 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 17 年 1 月 14 日（金） 14：00～15：50

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

### 3 議 題

- (1) 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- (2) 会長の互選
- (3) 庶務事項
  - 1) 部会に属すべき委員及び部会長の指名について
  - 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
  - 3) 会長代理の指名について
- (4) 諮問事項
  - 1) 諮問第 297 号「作物統計調査の改正について」
  - 2) 諮問第 298 号「平成 17 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」
- (5) その他

### 4 配布資料

- 1) 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- 2) 部会長及び部会に属すべき委員の指名について
- 3) 統計審議会委員の所属部会一覧
- 4) 諮問第 297 号「作物統計調査の改正について」
- 5) 諮問第 298 号「平成 17 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」
- 6) 指定統計調査の承認等の状況（平成 16 年 12 月分）
- 7) 平成 16 年 11 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 52 巻・第 11 号）
- 8) 指定統計の公表実績及び予定

### 5 出席者

【委員】美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員、引頭委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省江端統計調査部長、厚生労働省鳥生統計情報部長、  
同木曾保健統計室長、農林水産省小西統計部長、  
同野村生産流通消費統計課長、経済産業省伊藤統計企画室長、  
国土交通省矢島企画調整室長、東京都須々木統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

### 6 議 事

- (1) 統計審議会委員及び専門委員の発令について  
総務省統計局渡辺統計基準部長から、統計審議会委員及び専門委員の発令について、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。

(2) 新任委員の就任あいさつ

美添委員及び引頭委員から就任に伴うあいさつがあった。

(3) 会長の互選

総務省統計局渡辺統計基準部長の司会進行により、統計審議会令第2条第2項の規定に基づく会長の互選が行われ、清水委員から美添委員を推薦する旨の発言があり、出席委員全員の同意により、美添委員が会長に選任された。

(4) 美添会長の就任あいさつ

美添会長) 御指名により会長を務めさせていただく。一言ごあいさつをさせていただく。

委員として責任を痛感するという事は先ほども申し上げたが、それに加えて、従来から大変責任の重い仕事をしている審議会であるので、会長としてこの審議会を間違いない方向に導いていきたいと思う。

前会長の竹内先生には、先週、個人的にお目にかかる機会があり、その際いろいろと考えておられることなどを伺った。前会長もいろいろなことを目指しておられたが、統計審議の更なる効率的・効果的な実施と、統計の今後の発展が重要である。また、国際的に誇れる統計を作っていくという課題もある。この審議会では各省が知識と経験を共有することによって今後も良い統計のために協力できる体制を創る、そういう手伝いができればいいと思っている。

前会長は、国際的にも大変高名な方であり、私の恩師でもある。歴代の会長に比べると私は全く力がない人間であるが、幸い統計審議会の委員の皆様は各省の担当者も含めて人材に恵まれている点は、大変心強く思っている。これからも御協力をよろしくお願いしたい。

(5) 庶務事項

1) 部会に属すべき委員、専門委員及び部会長の指名について

美添会長が、統計審議会令第5条第2項及び第3項の規定に基づき、部会に属すべき委員及び部会長を、同第5条第2項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員を、資料2及び資料3のとおり指名した。

2) 会長代理の指名

美添会長が、統計審議会令第2条第4項の規定に基づき、会長代理に廣松委員を指名した。

(6) 諮問事項

1) 諮問第297号「作物統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料4の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて、農林水産省大臣官房統計部の野村生産流通消費統計課長が改正計画案等の説明を行った。

[質 疑]

舟岡委員) 今回の改正計画の案については、部会において審議したいと思うが、部会審議において考慮すべき点として、「食料・農業・農村基本法」を踏ま

えて、農林水産行政を消費者の視点に立って推進する方向が強く打ち出されていることと、先般の「農林業センサス」の審議の際に受けた説明の中で、今度見直される「食料・農業・農村基本計画」において、食の安全性、トレーサビリティ（履歴管理）等の事項が盛り込まれる方向にあるとの視点が重要である。また、農林業センサスの審議の中で、「農林業経営体」という概念の下で、農林業の経営に着目して農林業の統計体系を整備していくという方向が打ち出されている。

そういう方向を見据えて、農林業統計を体系的に見直す中で、作物統計調査をどう位置づけるのか、従来の調査事項がそのままいいのかどうか、将来的にどんな調査事項を設けるべきか、そういうことも含めて部会審議ができればと考えている。

清水委員) 先ほど説明いただいた別添資料1の「作物統計調査の一部改正について」の「改正の必要性」の(1)の2段落目であるが、この中に、「農林水産統計については、『国の行政組織等の減量・効率化の推進について』や『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004』等において、調査の見直し……」と書かれており、これに対して(2)の主に2)のところで、「調査の簡素化及び客体の負担軽減に配慮した効率的な調査の観点から、所要の改正を行うこととする」と書かれているが、最初に述べた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に盛り込まれている見直しというのを、この改正ではどのように受け止めておられるのか説明していただきたい。

野村課長) この「基本方針2004」の具体的記述については、官の改革の強化の中の行政改革のところ、「国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。」という記述がある。今回、先ほどの説明では触れなかったが、この「基本方針2004」、あるいはその前段にあるスリム化計画を踏まえて、農林水産省においては、もちろん統計部が中心であるが、農林水産統計全体の見直しの検討を行っている。そういう中で、この作物統計調査についても、このような指摘に対して適切に対応するという方向での検討を考えている。

今後は、平成14年3月の当審議会の答申（諮問第279号の答申）にもあるように、基本的には職員調査で行っている作物統計調査について、米などの主要農作物の収穫量及び被害調査を除き、調査員調査化を図る方向で考えているが、それを行うためには、職員調査からどのように移行するかといったいろいろな検討が必要である。そういう事情もあり、この4月からすぐに対応できるものについて、今回、改正計画を提出している。内容的には、今まで行っていた調査で取り止めるものとか、あるいは、調査対象から十分なデータが得られる甘味資源作物について製糖工場への郵送調査など、可能なものについての改正という計画になっている。そういう意味で、第1ステップというような理解をしていただいても結構である。

飯島委員) 今の清水委員の質問に関連して少し伺いたい。別添資料1の2番目の「改正の必要性」の(1)のところは、国家レベルの農林水産行政に対する国の取組のこれからの方向について御検討されている。それに対して、今度の調査の一部改正は、今お話があったように、できるところからやるにはちょっと乖離が大きすぎるのではないか。本当にやるのであれば、中期的にはこの問題について、このようなスケジュールで今後抜本的に取り組んでいくというような方向づけも是非説明していただきたい。

二つ目は、先ほど、基本計画の見直しが今年の3月に終えるような説明があったが、それは今回の作物統計調査の改正との関係に影響が出てくるのか、出てこないのか。それから、具体的に民間委託というのが書かれているが、今回は民間委託というよりも、職員による実態調査から郵便による調査に一部切り替えたという程度のように思う。そういった、まずできるところからということで、このようになっているのかどうか。この(1)に書かれている事柄の大きさと、今回、作物統計調査を行うこの調査計画の内容との間のギャップをどう埋めていくのかということについて、どう考えるのか。

野村課長) 作物統計調査に限って申し上げると、今申し上げたように、この4月からすぐに対応できるものということであるが、最終的な姿としては、タイミング的には平成19年を一つの目途に、主要な作物である米の収穫量調査と被害調査を除いて調査員調査化を図りたい、一部については同21年ぐらいまでかかるかなというようなことを考えている。部会の方では、そういうこともお示しして議論願えたらと思っている。

それから、2点目の3月の基本計画の改正についてであるが、先ほど少し説明したが、今の基本計画の検討の中で明らかになっているところでは、今まで農業者全体に対して行っていた施策を担い手に集中・重点化するというような考え方があり、今回の主産県調査化に踏み切っていることもそういう施策の重点化という流れの一環である。ただ、先ほど説明した品目の選定基準については、3月になり、もし基本計画の対象品目が変わることになれば、作物統計の方にも影響してくるということになるかと思う。これは、既に平成14年の答申のときに、どのように品目の選定基準を見直すかということまで議論していただいているので、それに沿った形で見直していくということになると考えている。

廣松委員) この作物統計調査は、日本の統計調査に初めて標本調査が取り入れられたもののうちの一つという意味では、大変伝統と過去の経緯がある調査だと評価している。それが、先ほどからの議論のとおり、「改正の必要性」のところに書かれているような形でいろいろな環境の変化というか、周りの変化によって改正が迫られているという状況だろうと思う。

先ほどの説明のところで、環境の変化に伴い職員調査から調査員調査に移行するということが強調されている。ただ、統計体系として考えた場合に、もう一つ大きな調査として「農林業センサス」が実施されている。そ

のセンサスと、過去から継続して行われてきたこの作物統計調査との関係をどういうふうに整理していくのかということが正にもう一つの大きなポイントではないかと思う。その辺の具体的な詳細等に関しては、部会において議論したいと思うが、全体としては職員調査から調査員調査という方向と同時に、農林水産統計の体系化として農林業センサス等との関係をどういうふうに考えていくかということを審議会全体としては考える必要があるのではないかと思う。

西村委員) 別添資料1の2(1)の「改正の必要性」のところの農林水産統計全体の見直しに関してであるが、やれるところから着手してきているため、それほど大掛かりではない変化というか、軽微な変化のものが入ったり出たりしているという形になる。

それは審議する立場からすると、先ほど廣松委員からも発言があったように、全体の流れの中でどうなっているのか、見通しが見つからないということになるので、ここで幾ら議論をしても、ある意味ではしょうがないというところもある。できれば、部会のレベルでも結構なので、基本的な考え方みたいなものをお示しいただければ、そこからもう少し建設的な議論ができるのではないかと思う。このため、部会、若しくは究極的には審議会において、これから5年なら5年ぐらいの系列でどういようなことを考えているか、もちろん決まっているという必要はないので、どのような方向で考えているかということについての基本的な考え方をお示しいただければと思っている。

美添会長) 回答を聞いていると、「改正の必要性」の中で、農林水産統計全体に関しての見直しを今検討中であるという説明であり、そうであれば、今後も平成19年あるいは21年を目途にまた大きな変化が考えられる。そういう一連の流れの中で、今回の作物統計調査の改正案が提案されているということであった。部会では作物統計調査の改正案について議論していただくことになるが、既に何人かの方から指摘を頂いたように、農林水産統計全体としての整合性、さらには、統計を造るためにどこを重点的に守らなければいけないか、相対的にどこかが手薄になるというのはやむを得ないことではあるけれども、国全体の統計体系の中で農林水産統計を考えて、その中で生産統計を考えるというような位置づけになろうかと思う。

農林水産統計部会で審議していただくということで、本件については、須田部会長にお願いしたい。

- 2) 諮問第298号「平成17年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」  
総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料5の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて、厚生労働省大臣官房統計情報部の木曾保健統計室長が調査計画案の説明を行った。

篠塚委員) 私は国民生活・社会統計部会に参加しているので、部会で意見を述べさ

せていただきたいと思っているが、1点だけ是非この場で申し上げたい。先ほど桑原統計審査官が諮問の説明のところで検討事項として挙げたものについて、もう一度強く申し上げたい。

それは、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月。各府省統計主管部局長等会議申合せ）の中で、各省庁が作成している統計について、できるだけジェンダーの視点を入れた統計にしようという方向が既に打ち出されているので、是非この医療施設関係でもそれを織り込んでいただきたいということである。

具体的には、別添資料3の「平成17年医療施設静態調査 調査票」の6ページを見ると「従事者数」というのがあるが、この「従事者数」について、最低限、男女別の統計を作成していただきたいというのが第1点である。それから、ちょっと違う視点であるが、別添資料4の新旧対照表の説明があり、その新旧対照表の13ページの31番というところで、「職員のための院内保育サービスの実施状況」を今回削除した理由が説明してある。

「概ね状況が把握できたので、記入者負担の軽減の観点から削除した」となっている。これは、一つにこういう理由があるのは納得できるが、やはり、今、高齢化の問題と少子化の問題が同時に進んでおり、この統計が、医療行政の基礎資料となる統計としての位置づけと同時に、経済統計としても我々は非常に興味を持って眺めている。全国統計として、施設で働いている人たちの院内保育サービスがどういうふうになっているのかということについては行政上はもう大体分かったから、今回は削除するという記述になっているが、今後のことに関して、少子化のことを考えると、こういうサービスの実施状況についての把握が必要になってくるのではないかと思う。こういうことも含めて、この統計の持っているジェンダーの視点への見直しみたいなものをしていただきたいというのが一つである。

先ほどの別添資料3に戻ると、従事者数を常勤換算で出す形になっているが、非常に多様な雇用形態の人たちが医療施設で働いているわけである。この統計でとれるかどうかは別として、ほかの調査でとれているならばまたそのような工夫も一緒に考えながらで結構であるが、何とかして、実際の人員についての把握方法について検討すると同時に、例えば「介護福祉士」などについては、フィリピンの女性が今度は入ってくるとか、外国人等の問題も入ってくるので、部会でも少し検討させていただきたいと思っている。

舟岡委員) 今回の医療施設静態調査では、医療安全体制の整備状況と医療施設のIT化の状況がよりよく把握できるように調査項目を見直したということであり、これは大変いいことだと思うが、医療の安全体制の整備及び適切な医療が提供されているかどうかは、医療施設がどういう経営状況にあるかに密接に関係している。昨今、医療施設で倒産するところも出てきており、経営状況があまり安定していないところでは、当然、期待される医療の安全、医療サービスがなかなか実現しないということもあるだろうから、本

調査で何か経営的な側面、例えば、収入とか経費などが追加的にとれると、ここで把握している患者数や医療の設備関係等と対応させて、医療サービスの供給体制と経営状況の関係や地域別の医療施設の運営状況が明らかになると思う。

それから、IT化についてであるが、電子カルテの導入予定状況等を新たに調査するようになっている。今年の4月から、「電子文書法」いわゆる「e文書法」が施行されるが、これによって保存を義務づけられていたカルテ等の紙媒体の文書を電磁媒体で保存することが可能になるわけであるが、保存の状況に関する情報を今回の調査でとっておくと、次の3年後の平成20年の調査で電磁媒体による保存がどれだけ進んだかが明らかになるし、それがゆくゆくは電子カルテの導入とも結びついていくのだろうと思うので、そのような事項も調査する余地があるのかどうか、その必要性も併せて御検討いただけたらと思う。

廣松委員) 医療施設調査は、大変注目をされている調査であり、重要な調査であるので、いろいろな御意見が出てくることは致し方ないと思うが、具体的な点については部会場で審議できたらと思っている。基本的な考え方として、おそらく今後は、ここで言う医療施設調査そのものは、説明の中にもあったとおり、医療施設基本ファイルというような意味での母集団情報の整理というところにだんだん移っていくと思う。今具体的に幾つか御指摘があったような点に関してここに全部盛り込むということは、あまりにも大きくなりすぎてしまうようにも思う。基本的な母集団情報を基に、いろいろなニーズに対応するような調査を標本調査として実施するという形にならざるを得ないかもしれない。今後はそういうものを整えていくというような方向が一つの考え方としてあると思っている。とは言いつつ、例えば、施設にしても設備にしても、先端的なものがどういう形で使われているか、あるいはそれに伴いどういう診療機能が可能かということは、やはり基礎的なデータとしてとる必要があるだろうと思うので、現在の医療施設調査の存在意義というのは十分あり得ると思う。

それから、患者調査とある意味では極めて密接な関係にある受療行動調査が同時に行われる計画である。この調査も今回の医療施設調査及び患者調査に密接に関連すると思うので、部会場で、受療行動調査に関する情報も出していただければと思う。

飯島委員) 先ほどの篠塚委員の発言と関連するが、やはりこれからの医療関係ではハード面とソフト面の両方が求められていると思う。なかんずくこの「従事者数」のところは、どこまでこれを細分化していったらいいのか。それは詳細であれば詳細なほど電子データとしては正確なものがとれて、国の行政への反映もストレートに出てくるとは思う。ただ、検討していただきたいのは、常勤換算というのが本当にいいのかどうかである。

例えば、常勤換算では、常勤と非常勤をどういうふうな区分で仕分けしているのか。それにはディフィニッション(定義)があるのだろうと思うが、

その場合に、例えば非常勤で10人雇っていると、それを常勤に換算すると半分の5人であるというような形で出てくるのだろうと思う。常勤としてしっかりと雇用されている人が、例えば3人いるというのであれば、5人のうち3人が常勤でやっているという格好で、括弧して非常勤が内数でも分かるような形で示されると大分違うのではないかと思う。各企業でも違う境界レベルでも、実数換算をしながら、その中で常勤の職員というのを括弧内に入れて、何人が常勤で、何人が非常勤であるかということが分かるようになっていて、そういう点も参考にできないのかというのが一番目である。

それから2番目は、細かいことであるが、薬剤師というのがあるが、最近、大きな病院とか医院の場合には、薬局が別立てになっている。薬剤師の調査というのは、どういうふうになっているのか。

3番目は、先ほど桑原統計審査官からも説明があったように、私はやはり複数傷病についても実態を反映するという意味で、何らかの形で調査できないものかと思っている。最近の世の中のように非常にストレスがたまってくる状態にあると、高齢者など、かなり複数の病気を持っている方も結構多くなっている。そういった実態把握をどこまでこの調査に反映させていくかということは、今の御説明を聞いていて、努力されているなということは非常によく分かるが、もう一つ部会では、実態に即して役に立つようなデータに流し込むにはどこまで流し込めるかということをして是非御検討していただけるとありがたいと思う。

木曾室長) 薬剤師については、私どもでは「医師・歯科医師・薬剤師調査」を実施しており、俗に3師調査と言っているが、2年に一度12月31日現在で、医師、歯科医師及び薬剤師がどういう形で勤務しているか、勤務場所や業務の種類等について調査している。その中で薬剤師に関しても、こういったところで勤務しているか、どういう仕事をしているかについて把握することができる。

美添会長) この調査は大変注目されている調査でもあり、重要なので、よろしく検討をお願いしたい。

廣松委員からも指摘があったように、受療行動調査も併せて検討の視野に入れるということなので、部会審議ではよろしくをお願いしたい。

それから、報告者負担の視点からいくつか削除する項目があったが、それは報告者負担を考える視点とは少し違うのではないかという気がする。例えば先ほどのIT化の話でも3年後にどれだけ変わったかは重要な資料だと思うが、それは負担軽減ということから見るとほとんど関係がないぐらい記入が簡単なものである。軽減するのであれば、今回の計画のように患者調査の比率を2分の1から3分の1程度に縮小する。これが本当の負担軽減だろうと思う。同じように自粛したように見える項目として、「実態がある程度把握されたので・・・」と書いているところが何か所かあるが、政策的に重要なものもある。ほかとのバランスであるので、記入が簡単な

ものは重要であればそれほど遠慮することはない。その代わり、記入が大変な項目は政策的に重要であっても今回のようにサンプリングによって対応するなどの方法で記入者負担を軽減するようにしてほしい。

もう一つは、私はたまたまこの調査に対する前回の部会審議のときにいたので覚えているが、課題として残された中でプレプリントがあった。記入者負担から言えば、できるものは実施者の負担が増えたとしてもやるべきであるというのが、前回の議論で積み残された課題の一つであったと私は認識している。その点については今回の説明にはなかったが、部会ではそれも含めてお願いしたい。本当の問題は報告者の負担の軽減である。調査全体としては国も都道府県も負担があるが、それは税金を公平に課すことと同じである。他方、報告負担が重い大病院等の負担を軽くすれば統計の質は保たれる。その引き換えに、国あるいは納税者の負担が少し増える。これとのバランスの問題だと思う。その点は、よくお考えいただきたい。

木曾室長) プレプリントの件であるが、現段階で、私どもで記入者負担の軽減、調査の効率性や費用対効果を踏まえ検討した結果、今回の平成17年調査では、一部の県ではあるものの、導入してみようと考えており、詳しくはまた部会で御審議いただければと思っている。

美添会長) ほかに質問がないようなので、本件については、国民生活・社会統計部会で審議していただくこととし、廣松部会長にお願いしたい。

## (7) その他

### ○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成16年12月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「内航船舶輸送統計調査」、「薬事工業生産動態統計調査」及び「国民生活基礎調査」の統計法第7条第2項による承認並びに「エネルギー消費統計（仮称）のための試験調査（第一次）」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料6による報告が行われた。

### 〔質 疑〕

舟岡委員) エネルギー消費統計のための試験調査であるが、この試験調査の調査事項と「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」の調査事項がどうかかわりになっているのかどうか。大きく違うようだったら、現在、指定統計調査として実施されているエネルギー多消費の業種を対象とした「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」の対象事業所についても、一部試験調査を実施した方がいいのではないかという気がするがどうか。

熊埜御堂審査官) 事務局として理解している範囲でお答えすれば、現在行っている試験調査に関しては、エネルギー消費実態の精緻な把握を京都議定書を受けて全産業的に捉まえるためにどのようなことが可能かということについて整理をしている段階である。既存のデータが使えるればそれを基にしてやっていくわけであるし、使えなければまた新たなことをやっていくというこ

とになる。現在、舟岡委員から御指摘のあった「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」では、統計データはとれているというふうに理解しているが、具体的にそのデータが他の業種との関係で使い得るかどうかということについては、この試験調査の結果を受けて、第二次試験調査の設計、若しくは本調査に向けて検討していくというふうに考えているので、その過程の中でまた検討されることになると思う。今回の試験調査では、全体的な動向を見たいということで、取りあえず重複是正ということも勘案して、「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」の調査対象事業所は除外して実施したというふうに理解している。

舟岡委員) 調査事項が、どうかかわりになっているのか。

清水委員) 調査事項については、基本的に大きな変化はない。

舟岡委員) 変化がないということは、どういうことか。

美添会長) 特定業種である石油等を除いて今回の試験調査を実施しても、情報としては問題がないということか。

清水委員) むしろエネルギー多消費型ではない事業所・企業及び今現在調査が行われている産業以外の産業分野、そこにおいて今回計画されているエネルギー消費統計なる調査事項が果たして調査可能かどうかについて試験調査を実施し、加えて、月次調査が可能かどうか、その点が今回の試験調査の重要な内容であるというふうに聞いている。